

# 第 33 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

# 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

## 第 33 回理事会

### 【議 案】

第 1 号議案 評議員会の開催について

### 【報告事項】

報告事項 1 利益相反取引の報告について

報告事項 2 参与の決定について

# 議案

## 【議案】

### 第1号議案 評議員会の開催について

第23回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

#### 第23回評議員会

##### (1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略等）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

##### (2) 議題

#### 第1号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
岡村 秀人	愛知県市長会会長（大府市長）

(参考：前任者)

氏名	所属名
山下 史守朗	愛知県市長会会長（小牧市長）

# 報告事項

## 報告事項 1 利益相反取引の報告について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 84 条の規定に基づき、理事会において承認を得た利益相反取引について、同法第 197 条において準用する同法第 92 条に基づき、理事会に報告する。

### 1 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会開催都市契約

#### (1) 契約内容

##### ○概要

競技大会の開催における契約当事者間の権利義務関係を定めたもの

##### ○締結日

2023 年 10 月 3 日

##### ○契約の相手方

アジアパラリンピック委員会 (A P C)

愛知県

名古屋市

公益財団法人日本パラスポーツ協会 (J P S A)

##### ○理事会承認

第 25 回理事会 (2023 年 9 月 8 日決議)

##### ○承認時理事会からの内容変更

なし

#### (2) 当事者

氏 名	当法人役職	契約相手先役職
大村 秀章	会長	愛知県知事
河村 たかし	会長代行	名古屋市長

## 2 愛知・名古屋 2026 大会ボランティア運営業務委託及び運営業務委託契約に関する協定

### (1) 契約内容

#### ○概要

愛知・名古屋 2026 大会ボランティア運営に関する業務委託に係る契約方式や事業者の選定方式等を定めたもの

#### ○締結日

2024 年 4 月 14 日

#### ○契約の相手方

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下「合同準備会」という。）

#### ○理事会の承認

第 32 回理事会（2024 年 7 月 11 日書面決議）

#### ○承認時理事会からの内容変更

なし

### (2) 当事者

氏名	当法人役職	契約相手先役職
大村秀章	会長	合同準備会会長

## 3 愛知・名古屋 2026 大会ボランティア運営業務委託契約

### (1) 契約内容

#### ○概要

愛知・名古屋 2026 大会ボランティア運営業務委託に係る契約内容を定めたもの

#### ○締結日

2024 年 7 月 23 日

#### ○契約の相手方

合同準備会

株式会社ヒト・コミュニケーションズ東海支社

#### ○契約金額

298,050,500 円（うち、組織委員会負担分 130,116,250 円）

○理事会の承認

第 32 回理事会（2024 年 7 月 11 日書面決議）

○承認時理事会からの内容変更

なし

## (2) 当事者

氏名	当法人役職	契約相手先役職
大村秀章	会長	合同準備会会長

[参考]

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

第三節 機関

第四款 理事

（競業及び利益相反取引の制限）

第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第 92 条 理事会設置一般社団法人における第 84 条の規定の適用については、同条第 1 項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 197 条 前章第三節第四款（第 76 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで、第 81 条及び第 88 条第 2 項を除く。）、第五款（第 92 条第 1 項を除く。）、第六款（第 104 条第 2 項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（以下略）



## 報告事項2 参与の決定について

参与として、以下の者を決定した。

(敬称略)

役職名	氏名	所属等
参与	安場 孝	株式会社朝日新聞名古屋本社代表
参与	高橋 雅哉	一般社団法人共同通信社名古屋支社支社長
参与	松山 隆	株式会社時事通信社名古屋支社支社長